産業廃棄物管理票交付等状況報告を提出してください

～報告書の提出期限は６月 30 日です～

■産業廃棄物管理票（マニフェスト）報告の概要

産業廃棄物を委託処理し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した全ての事業者は、毎年６月30日までに前年度（令和５年４月１日から令和６年３月31日までの１年間）の交付状況を都道府県知事などに報告しなければなりません。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の３第７項）

なお、電子マニフェストを利用している場合は、報告不要です。

■提出方法　郵送 または 持参

◇可能な限り郵送での提出に御協力お願いします。

■提出期間　４月１日から ６月 30 日まで

■提出部数　１部

◇受領確認が必要な場合は、２部提出してください。

◇郵送での提出で受領確認が必要な場合は、切手を貼付した返送用封筒に貴社の宛名を記入し、 同封してください。

■提出先

神奈川県内の事業所の所在地を管轄する地域県政総合センターへ提出してください。

◇郵送での提出の場合、宛先は「マニフェスト交付等状況報告　担当行き」と記入してください。

行政機関（管轄部署）	提出先住所	排出事業場の所在地
横須賀三浦 地域県政総合センター 環境部　環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町２－９－19 （県横須賀合同庁舎）	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央 地域県政総合センター 環境部　環境調整課	〒243-0004 厚木市水引２－３－１ （県厚木合同庁舎）	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南 地域県政総合センター 環境部　環境調整課	〒254-0073 平塚市西八幡１－３－１ （県平塚合同庁舎）	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西 地域県政総合センター 環境部　環境調整課	〒250-0042 小田原市荻窪350－１ （県小田原合同庁舎）	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

【注意】排出事業場が横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市内の場合は、それぞれの市が提出先となります。

詳しくは、神奈川県ホームページ「産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告について」を御参照ください。

神奈川県　マニフェスト報告　検索